

海田町高齢者福祉計画・第6期 介護保険事業計画の策定について

長寿保険課 ☎823-9609 ㊟823-9627

○地域支援事業に取り組みます

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるために、次の事業に取り組みます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業	全国一律で実施してきた予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、介護保険制度下で、平成29年4月までに町が取り組む事業へ移行し、併せて地域での「通いの場」づくりなどを進めます。
在宅医療・介護連携事業	地域における医療・介護の関係機関が連携して、安心して在宅医療・介護が受けられるような体制づくりを推進します。
認知症総合支援事業	地域包括支援センターを中心に認知症の予防や対策事業に取り組みます。
生活支援・介護予防サービス事業	地域において安心して暮らせるような生活支援・介護予防サービスの提供の体制づくりに取り組みます。

○平成27年度から介護保険料が変わります

所得段階	対 象	保険料率	保険料額
第1段階	生活保護を受けている人 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で本人の課税年金収入額などが80万円以下の人	0.45	30,904
第2段階	世帯全員が町民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.75
第3段階		第1・2段階に該当しない人	0.75
第4段階	本人が町民税非課税（世帯の中に町民税を課税されている人がいる）	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.9
第5段階 [基準額]		第4段階に該当しない人 保険料額の（ ）内は基準月額	1.0
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が	120万円未満の人	1.2
第7段階		120万円以上190万円未満の人	1.3
第8段階		190万円以上290万円未満の人	1.5
第9段階		290万円以上400万円未満の人	1.7
第10段階		400万円以上500万円未満の人	1.8
第11段階		500万円以上の人	1.9

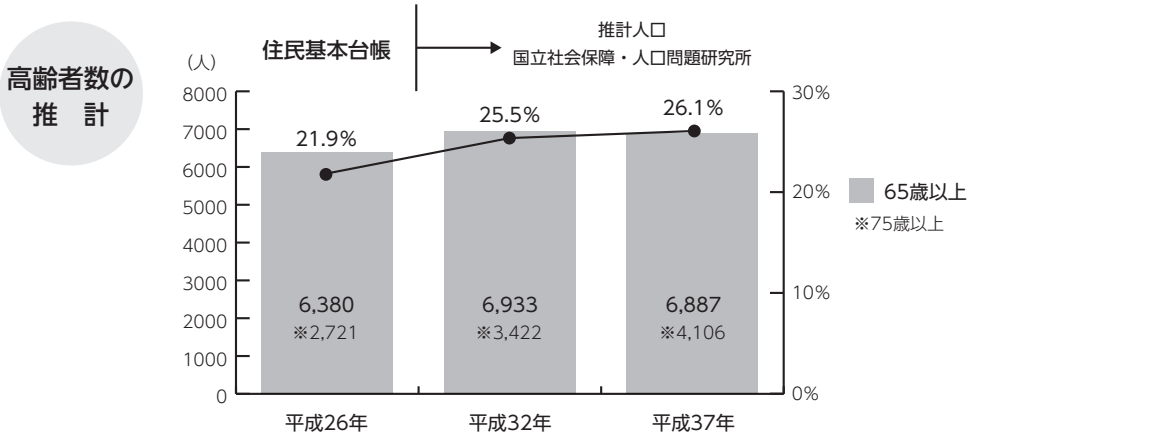
介護保険料は皆さんから納めていただく保険料で支えられています。今回の保険料の改定にご理解をお願いします。

65歳以上の人の平成27年度介護保険料の決定通知書は、6月末以降に個別にお送りします。

地域密着型サービス事業所の整備目標について

サービス事業所	整備数	定員	備 考
地域密着型介護老人福祉施設	1	29名	平成27年度公募選定。平成29年度開設予定。

海田町は、これまで県下で高齢化率（65歳以上人口の総人口に対する割合）の低い町でしたが、例外なく高齢化が進み、要支援・要介護の高齢者の増加が予測されると同時に、元気な高齢者も増加していくことになります。



こうした中、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急増する平成37（2025）年を見据えながら、平成27年から平成29年度を計画期間とする「海田町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念：「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現」
～海田町の資源・特性を生かした 地域包括ケアシステムの構築～
～医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などを一体的に提供する仕組みづくり・まちづくり～

基本目標：（高齢者の）健康と自立を支えるまちづくり
（高齢者が）いきいきと活躍するまちづくり
安心介護のまちづくり

